

## 平成29年10月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年10月19日（木）  
開会：午前10時00分 閉会：午前10時30分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
  - 9月定例会議事録承認
  - 教育長報告 報告なし
  - 議案第105号 公文書の部分公開決定処分に対する審査請求に係る諮問について（非公開）
  - 議案第106号 平成29年度大津市一般会計教育費10月補正予算（第一次補正）に係る意見の申出について
  - 議案第107号 平成29年度大津市学校給食事業特別会計10月補正予算（第一次補正）に係る意見の申出について
  - 議案第108号 事業契約の締結に係る意見の申出について
  - 議案第109号 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
  - 議案第110号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について
- 4 出席委員  
桶谷教育長、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員  
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、南堀教育総務課長、田中教職員室長、飯田児童生徒支援課長、脇学校教育課長、本郷学校給食課長、中岡中学校給食準備室長、駒井同室主査、横田同主任、押栗生涯学習課長、杉江文化財保護課長
- 6 会議に出席した事務局職員  
伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が10月定例会の開会を宣言  
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第105号から議案第108号について、非公開とすることを可決

9月定例会議事録承認 承認

○議案第109号 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

【説明】

○押栗生涯学習課長 議案第109号大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

大津市立大石公民館の移転新築に伴い、大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定し、その附則において、施行期日を規則で定めるとしていたため、施行期日を平成29年11月13日とする規則を定めるものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第110号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○押栗生涯学習課長 平成28年度教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について、教育長が臨時に代理したことについて教育委員会の承認を求めるものである。

平成28年11月21日付で移転、新築した平野公民館の建替えによる施設の面積や席数の変更に伴い、公職の候補者等が個人演説会等で使用することができる施設及び使用した場合における納付すべき費用の額を定めた教育委員会告示について、所要の改正を行ったものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第106号 平成29年度大津市一般会計教育費10月補正予算（第一次補正）に係る意見の申出について

○議案第107号 平成29年度大津市学校給食事業特別会計10月補正予算（第一次補正）に係る意見の申出について

○議案第108号 事業契約の締結に係る意見の申出について

【説明】

○中岡中学校給食準備室長 議案第106号平成29年度大津市一般会計教育費10月補正予算（第一次補正）に係る意見の申出について、及び議案第107号平成29年度大津市学校給

食事業特別会計10月補正予算（第一次補正）に係る意見の申出について、並びに議案第108号事業契約の締結に係る意見の申出について、平成29年10月24日に開催される特別会議に上程する議案につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るものである。

東部学校給食共同調理場の整備運営事業に関して、平成29年9月13日に事業者を決定し、同10月12日に仮契約の締結を行った。今回、事業契約の締結につき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法第12条の規定により大津市議会の議決を求めるとともに、落札者による提案価格に基づき、一般会計と学校給食事業特別会計において設定していた債務負担行為について限度額の変更を行うものである。

契約の相手方は、大津学校給食PFI株式会社（大津市今堅田2丁目18番17号）で、その構成員は㈱フージャースホールディングス他5社である。

契約金額は、160億5,653万2,686円（税込）である。

事業概要は、老朽化に伴う東部学校給食共同調理場の移転新築にあわせ、中学校給食にも対応できる共同調理場の整備運営を行うものである。

施設（提案概要）は、鉄骨造2階建て、1階が給食エリア、2階には印刷室兼会議室などの一般エリアを配置する仕様となっている。

事業者選定審査結果及び落札者の決定については、入札の参加者数は1グループであり、おいしい給食の提供に向けた提案、安心・安全な給食提供のための調理設備に関する提案、中学校給食を改定を踏まえて配膳に関する提案といった点などが評価され、東部学校給食共同調理場整備運営事業審査委員会において最優秀提案者として選定され、市長及び教育委員会に答申があり、この答申結果に基づき落札者として決定したものである。

施設の設計、建設及び開業準備が平成31年12月までで、平成32年1月より給食を開始する予定であり、10月24日に予定している市議会の議決をもって本契約の締結となる。

次に、債務負担の限度額の変更について、設計・建設・開業事務業務に係る一般会計分、いわゆるイニシャルコストに相当する建設事業費が、45億8,766万1,000円（4億4,600万円余り減額）となり、管理運営に係る特別会計分、いわゆるランニングコストにつき、114億6,887万3,000円（4億3,100万円余り増額）となるものである。この結果、2会計を合わせた総額として、160億5,653万4,000円（1,514万5,000円の減額）となるものである。

なお、財源内訳については、合併特例債を活用することにより、一般財源としては3億4,100万円余り減額となる。

## 【質 疑】

○前田委員 財源内訳につき、合併特例債を活用できたという点をもう少し詳細に説明願いたい。

○中岡中学校給食準備室長 もともと普通の起債を予定していたが、志賀町と合併した際に、この合併特例債を活用すると財源的に有利になるということで、市議会において、合併特例債に充当する事業として認めていただいた。

その結果、これまでは、教育施設等の整備事業債により75%の財源を起債で賄う予定であったが、合併特例債の活用により95%の財源を起債により賄うことができることとなった。

また、この合併特例債については、その元利償還金の70%について、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、この点でも有利となる。

## 【採 決】 可決

### ○議案第105号 公文書の部分公開決定処分に対する審査請求に係る諮問について (非公開)

閉会 教育長が10月定例会の閉会を宣言